

**平成30年度  
横浜市物流等関連施設等指定管理者  
選定評価委員会 評価報告書**

**物流等関連施設  
港湾厚生関連施設**

**平成 30 年 11 月**

## はじめに

横浜市長からの委嘱に基づき、横浜市の港湾施設に関して、「横浜市物流等関連施設等指定管理者選定評価委員会」を、3回にわたって開催し、指定管理者からの業務報告書及び現地の状況について、公の施設の運営という公共サービスを担っていることを正しく理解し、業務を実施しているかを厳正かつ公正に評価を行いました。その経過及び結果について報告するものです。

### 横浜市物流等関連施設等指定管理者選定評価委員会

委員長	來生	新
委員	三縄	昭男
委員	浅井	俊一
委員	三浦	美紀
委員	原田	順子

## 目 次

1 対象施設	P1
2 横浜市物流等関連施設等選定評価委員会委員	P1
3 横浜市物流等関連施設等選定評価委員会 評価の方法	P1
4 評価の進め方	P2
5 評価委員会の経過	P2
6 評価内容・結果	P3
7 総評	P13

## 1 対象施設

施設名称	指定管理者	指定期間
物流等関連施設	横浜港埠頭株式会社	平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 33 年 3 月 31 日
港湾厚生関連施設	一般社団法人横浜港湾福利厚生協会	平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 33 年 3 月 31 日

## 2 横浜市物流等関連施設等選定評価委員会委員

委員長	來生 新	放送大学 理事・学長
委員	三縄 昭男	三縄昭男公認会計士事務所 所長
委員	浅井 俊一	株式会社日通総合研究所 シニアコンサルタント
委員	三浦 美紀	千葉職業能力開発促進センター君津訓練センター 講師
委員	原田 順子	経営学博士（日本港湾経済学会員）

## 3 横浜市物流等関連施設等選定評価委員会 評価の方法

### (1) 評価の考え方

評価は、各施設の運営の継続的な改善を目的とする「PDCA サイクル」の一環であることから、指定管理者の評価を行うこと自体ではなく、評価を通じて「施設運営の継続的なサービス向上」につなげることが目的です。

そのため、評価制度の設計及び運用は、「運営の継続的な向上につなげられるかどうか」を基準に考えることが必要となります。

特に、第三者評価制度は、客観的かつ多角的な視点から評価を行うことにより、指定管理者にとっての「気づき」のきっかけとなり、指定管理者自らが業務に反映し、施設運営の改善につなげることを評価の目的としています。

### (2) 評価項目・基準

#### ア 評価項目

評価は、「1 基本的事項」、「2 施設・設備の維持管理」、「3 運営及びサ

「サービスの質の向上」、「4 安全管理」及び「5 指定管理料の執行管理」を大項目とし、具体的な内容の達成状況を確認するため、小項目として、指定管理者と市との協定内容を基本に、各施設の設置目的や特性を踏まえ、施設の専門性を考慮した評価項目を設定しました。

#### イ 評価基準

評価は、項目ごとに定めた具体的な内容の達成状況を確認し、次のとおり5段階で評価しました。

評価内容及び点数	
協定書・仕様書や事業計画に定める業務水準をはるかに上回っている	5点
協定書・仕様書や事業計画に定める業務水準を上回っている	4点
協定書・仕様書や事業計画に定める業務水準を達成できている	3点
協定書・仕様書や事業計画に定める業務水準を達成できているが、一部に課題がある状態	2点
協定書・仕様書や事業計画に定める業務水準のうち、達成できていない状態	1点

#### 4 評価の進め方

委員会は、書類確認・実地調査・指定管理者へのヒアリング等を経て評価を行いました。

##### (1) 指定管理者による自己評価

第2回委員会までに、評価シートに自己評価の点数とコメントを指定管理者が記入し委員会に提出。

##### (2) 書類確認・実地調査・ヒアリングによる各委員の評価

自己評価結果及び業務報告書、実地調査並びに指定管理者へのヒアリング等を参考にしながら、各委員が5段階の評価を付し、コメントを記載。

##### (3) 評価報告書の作成・決定

#### 5 評価委員会の経過

第1回 平成30年7月27日(金) 評価基準及び評価項目について ほか

第2回 平成30年10月31日(水) 実地調査及びヒアリング ほか

第3回 平成30年11月16日(金) 評価報告について

## 6 評価内容・結果

### (1) 物流等関連施設(横浜港埠頭株式会社)

#### ア 講評

ふ頭再編が進んでいる横浜港の大きな環境変化の中、横浜港の物流等関連施設の管理を担う会社であることの使命を自覚し、いずれの評価項目も長年の管理の知見・経験を活かした十分な対応が図られていることが評価できます。

引き続き、横浜港の更なる発展に向けて、適切な管理運営に基づくサービス向上を進めていただきたい。

#### イ 各委員のコメント

- ・長年の経験もあり全体として良く管理している。
- ・横浜港の施設全体が大きな再編の過渡期にあり、環境が大幅に変化・流動化する厳しい条件のもとで、いずれの項目についても協定書・仕様書や事業計画に定める業務水準を上回る運営、取り組みが行われているものと評価する。特に「4. 安全管理」については、昨今の台風・地震等により港にも大きな被害が発生し、災害対策の重要性が一層高まるなかで、きめの細かい計画策定や訓練の実施、さまざまな手段による注意喚起や情報提供が前広に行われている点が高く評価される。
- ・労働力の確保が困難となり、人件費高騰圧力も高まるなかで、「新たな中期経営計画」のもと、今後も「現場力」を生かした港湾施設運営、現場を担う人材確保・育成に取り組まれることを期待する。
- ・安全管理については、他港における台風・地震による被害・対応事例も踏まえて、計画や訓練の見直しを行い、社員自身の安全も勘案しながら、引き続き高いレベルで実効性のある防災・減災に取り組んでいただきたい。
- ・山下ふ頭、大黒ふ頭、南本牧ふ頭等、大きく変化していく横浜港において、施設・設備の維持管理運営、環境への対応、コスト削減、ニーズ把握等に取り組む、港湾施設運営を行っている。
- ・全般的に適切な安定した運営がなされていることは評価される。一方、項目の中には努力に終わりの無い(満点というものがない)ものがあるため、様々なアイデアを創出し、引き続き努力することが期待される。
- ・横浜港全体で施設再編が進み、環境が大きく変化する過渡期においても、利用者目線を軸に据えた施設運用、安全を考慮した管理を行っている点、長年にわたる管理の知見・経験を活かし、積極的に港湾局への提案を随時行っている点が評価できる。
- ・複数施設を一体管理するスケールメリットを活かし、工事の一括発注や施設

の相互融通を幅広く展開しており、一体管理による効果的な運営・効果が認められる

- ・船舶の入港状況等により利用者数が増減する中、施設の活用や公平な利用に向けた取り組み、職員の配置、運営の実績についても協定書・仕様書や事業計画に定める業務水準を上回っている。
- ・施設の通常の点検や補修、緊急点検や応急対応等、状況に合わせて適切に管理されている。また、施設の利用状況・清掃状況を確認し、安全・安心・衛生的な環境づくりがなされている。夜間・休日の警備会社による巡回・警備業務が適切に行われている。また、グリーン購入の推進、節電等の環境へ対応が行われており、協定書・仕様書や事業計画に定める業務水準を上回っている。
- ・横浜市による改修工事、自社による施設補修の際に、効果の大きさや利用者荷役への影響が最小限になるよう考慮して、横浜市に適宜提案を行い、適切な工法・材料を選定する等、利用者の視点や利便性を重視した、積極的な取り組みがみられる。
- ・大黒ふ頭で課題となっている荷さばき地等の用地不足の解決に向けて、メーカー別輸出動向を細かく分析し、許可面積の調整や自社施設との相互融通など柔軟な運用を行う等、ていねいに課題の解決に取り組んでいる点が高く評価される。
- ・文書管理マニュアルの策定や全社員を対象にした文書管理研修が実施され、使用許可業務が適切に行われている。使用許可関係書類など、文書の取扱規程が整備され、適切に保管されている。
- ・大黒ふ頭の荷捌き地等の用地不足、港湾道路におけるコンテナシャシーの待機列についても独自の工夫がなされている。
- ・利用実績の把握と利用者サービス向上に向けた取り組み、コンプライアンス・個人情報の保護、ニーズ把握、問い合わせ対応等についても協定書・仕様書や事業計画に定める業務水準を上回っている。
- ・ツイッターなど SNS の活用は、情報提供の効果を高めると考えられる。

ウ 結果

総合評価	4
------	---

評価項目		指定管理者 自己評価	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	委員会 評価
1 基本的事項		4	4	4	4	4	4	4
(1)施設目的や基本方針の確立	ア 施設の設置目的や管理運営上の基本方針の理解を徹底させるための取組を行っている	4	4	4	3	4	4	4
	イ 施設の活用方法や公平な利用に向けた取組を行っている	4	4	4	4	4	4	4
(2) 職員の配置状況、知識、マナー	ア 職員数は適正で、事業計画書の組織体制と実際の体制に乖離がない	3	3	3	4	3	3	3
	イ 施設の特性や公共性の理解など、業務遂行に必要な職員の知識・能力の向上に資する取組を行っている	4	4	4	4	4	4	4
	ウ 挨拶や、言葉遣い・態度等マナーについて計画的に社員教育を行っている	4	3	4	4	4	4	4
(3)運営の実績	ア 基本協定書に定められた運営基準をクリアしている	4	4	4	4	4	4	4
	イ 横浜港の環境変化に合わせた柔軟な管理運営を行っている	4	4	4	4	4	4	4
	ウ 複数の施設（自社施設と公の施設）を一体管理することによる効果的な管理を行っている	4	4	4	4	4	3	4
2 施設・設備の維持管理		4	4	4	4	4	4	4
(1)清掃・施設保守管理、設備修繕業務、巡回・警備業務	ア 保守点検を適切に実行し、安全性の確保及び機能の保持が実現されている	4	4	4	4	4	4	4
	イ 発見された施設等の不具合が適切に処理されている	5	5	5	4	4	4	4
	ウ 施設の清掃が行われ、衛生状態が適切な状態に保たれている	4	4	4	4	4	4	4
	エ 巡回、警備業務が適切に行われている	4	4	4	4	4	3	4
(2)環境への対応	ア グリーン購入の推進や巡回時のエコドライブ、電気、ガス、水道等のエネルギー使用量削減等、温室効果ガスの排出削減に向けた取組を推進している	3	3	3	3	3	3	3
	イ ごみゼロなど、廃棄物削減に向けた取組を行い、適切な廃棄物処理を行っている	4	4	4	4	4	4	4



評価項目		指定管理者 自己評価	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	委員会 評価
3 運営及びサービスの質の向上		4	4	4	4	4	4	4
(1)利用実績の把握と利用者サービス向上に向けた取組	ア 事業計画書に基づき、利用実績が把握されている	4	4	4	4	4	3	4
	イ 施設の利便性の向上に繋がる施策を行っている	4	4	4	4	4	4	4
	ウ 円滑な利用調整が行われ、使いやすい施設になっている	5	4	5	5	4	4	4
(2)使用許可等業務	ア 使用許可業務が適切に行われている	3	3	3	3	3	3	3
	イ 使用許可関係書類など、文書の取扱規程が整備され、適切に保管されている	4	4	4	4	4	3	4
(3)自主事業の適切な実施と独自の工夫等	ア 自主事業として提案した事項が達成されている	4	4	4	5	4	4	4
	イ サービス向上に向けた独自の工夫がなされている	4	4	4	4	4	4	4
(4)ユーザーニーズの把握、要望・問合わせ対応	ア 利用者アンケートを実施し、ユーザーニーズを反映できている	4	4	4	4	4	4	4
	イ 要望・問合わせに対応する窓口が明確になっている	4	4	4	4	4	4	4
	ウ 利用者が苦情や意見を述べやすいよう工夫をして、改善につながる機会を増やしている	4	4	4	4	4	4	4
	エ 寄せられた苦情や意見に真摯に対応し、管理運営に生かし、業務を改善している	4	4	4	3	4	4	4
(5)社員間・関係機関との連絡調整	ア 一体的運営を図るため、社員間で情報共有の工夫を行っている	4	4	4	3	4	4	4
	イ 港湾関係機関、団体と連携した管理運営が実施されている	4	4	4	3	4	4	4
(6)コンプライアンス・個人情報の保護	ア 市のコンプライアンスの考え方を理解させるための取組をしている	4	4	4	4	4	4	4
	イ 個人情報の取扱に対する研修を実施し、個別に誓約書を取っている	4	4	4	4	4	4	4
(7)市への報告	ア 基本協定書に基づき、事業報告書等を提出している	3	3	3	3	3	3	3
	イ 市の担当者と連絡を密にとり、報告、連絡、相談を徹底する取組を行っている	4	3	4	4	4	4	4
	ウ 苦情・問合わせ等の内容を迅速に報告している	4	3	4	4	4	4	4

評価項目		指定管理者 自己評価	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	委員会 評価	
4 安全管理		5	4	5	5	4	5	<u>5</u>	
(1)緊急時の対応	ア 緊急時の連絡体制が確立され、正しく運用されている	5	4	5	4	4	5	<u>4</u>	
	イ 事故及び災害時対応マニュアルが作成され正しく運用されている	5	4	5	4	5	5	<u>5</u>	
	ウ 社員全員を対象とした防火・防災・水難事故等の訓練を定期的実施している	5	4	5	5	5	5	<u>5</u>	
	エ 発生した事故等については、早急に市や関係機関に連絡を行っている	4	4	4	4	4	4	<u>4</u>	
	(2)警備・保安の確保	ア 埠頭の警備・保安確保について適切な体制・対応が図られている	4	4	4	5	4	4	<u>4</u>
		イ 施設の安全対策や事故防止の備えた適切な体制・対応が図られている	4	4	4	5	4	5	<u>4</u>
5 指定管理料の執行管理		3	3	3	4	3	3	<u>3</u>	
(1)指定管理料の執行管理	ア 経理規程が作成されており、規程に準拠して処理されている	4	4	4	4	4	4	<u>4</u>	
	イ 指定管理業務と他の業務の会計が独立して適切な処理がされている	3	3	3	3	3	3	<u>3</u>	
	ウ 指定管理業務にかかる経費の執行状況が適切に管理されている	3	3	3	3	3	3	<u>3</u>	
	エ 備品等の管理について、台帳等を整え、適切に管理している	3	3	3	3	3	3	<u>3</u>	
(2)経費節減	ア 経費節減の取組を行っている	3	3	3	4	3	4	<u>3</u>	
	イ 複数の施設（自社施設と公の施設）を一体管理することによる効果的な経費節減がなされている	3	3	3	4	3	3	<u>3</u>	

## (2) 港湾厚生関連施設(一般社団法人横浜港湾福利厚生協会)

### ア 講評

横浜港の再編が進み、施設の老朽化も見られる中、限られた予算で適切に維持管理を行っていくうえでは諸課題があると考えられますが、長年にわたり福利厚生施設の運営をしてきた経験を活かし、施設の適切な維持管理がなされています。加えて、災害対応のための非常用飲料水を備蓄するなど、防災上の観点にも配慮した運営が行われています。

市との協定書に基づき業務に計画的かつ適切に業務を履行していることに加え、利用者ニーズの把握に努めながら、適宜サービスの向上と施設の安全確保に配慮している運営状況を高く評価します。

### イ 各委員のコメント

- ・長年の経験を生かして全体的によく管理している。
- ・女性や障がい者の利用を考慮したトイレ設備の改修等、さまざまな利用者ニーズ、環境変化にきめ細かく対応している点も高く評価される。
- ・港湾労働者への福利厚生施設の運営は利用者ニーズを把握し、安全、防犯、防災上の観点から設備の維持管理がなされている。遊休施設の活用やバリアフリー化等、運営サービスの向上が図られている。
- ・概ね良好な管理運営がなされていることが文書から読みとれる。
- ・女性が活躍する職場環境となっていることを踏まえ、女子トイレの設置や洋式温水洗浄便座への改修を推進する等、女性労働者／利用者の増加への対応も評価できる。
- ・60年にわたる港湾福利厚生施設の整備・運営経験が蓄積・継承され、事業運営に生かされている。設立理念・目的については、入社時の新人研修や定期的開催する会議を通じて、理解を深める取り組みが行われている。
- ・廃棄物については、事業所から排出されるゴミのほか、利用者が持ち込むゴミについても極力リサイクルが可能なように分別して排出している点も評価される。
- ・清掃については仕様書に定められた日以外の日にも実施されているほか、定期的な保守点検、省エネルギー化にも配慮されており、協定書・仕様書や事業計画に定める業務水準を上回っている。
- ・施設玄関への足ふきマットの設置、食堂設置施設における油脂分離槽の清掃や汚泥処理の実施、横浜市港湾労働会館への車いす専用駐車場の設置等、サービス・利便性向上のための独自の工夫がみられる。
- ・老朽化が進んだ施設も抱える厳しい条件のなかで、法律上定められた点検業務のほか、災害時の安全対策にも積極的・自主的に取り組んでいる点が

評価される。

- ・事務室のある厚生センターには、心肺蘇生時に使用できる AED(自動体外式除細動器)を設置しており、利用者の安全にも十分に配慮していることが認められる。
- ・災害対策として、有事の際に早急な対応ができるよう、災害時の安全対策にも努めており、台風等の際には、各施設で事前対策を行った上、被害状況については一元的に取りまとめを行う等、効果的な防災・減災が期待できる
- ・災害の安全対策について、様々な要因への対応があると思われる。もし自然災害が中心であるならば、テロ、サイバー攻撃による停電なども視野に入っていることが望ましい。
- ・指定管理施設と食堂施設を一体管理することによるコスト削減を図っている。
- ・指定管理料と協会の予算が明確に会計区分されており、備品等は備品台帳で管理されている。また、指定管理施設と食堂施設を一体管理することによるコスト削減が図られている等、協定書・仕様書や事業計画に定める業務水準を上回っている。
- ・各項目について妥当であり、一体管理のメリットが評価される。

## ウ 結果

総合評価	4
------	---

評価項目		指定管理者 自己評価	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	委員会 評価
1 基本的事項		4	4	4	4	4	4	4
(1)施設目的や基本方針の確立	ア 施設の設置目的や管理運営上の基本方針の理解を徹底させるための取組を行っている。	4	4	4	4	4	4	4
	イ 施設の活用方法と公平な利用に向けた取組を行っている	4	4	4	4	4	4	4
	(2) 職員の配置状況、知識、マナー	3	3	3	4	3	3	3
	イ 施設の特性や公共性の理解など、業務遂行に必要な職員の知識・能力の向上に資する取組を行っている	4	4	4	4	4	4	4
	ウ 挨拶や、言葉遣い・態度等マナーについて計画的に社員教育を行っている	4	3	4	4	4	4	4
(3)運営の実績	ア 基本協定書に定められた運営基準をクリアしている	4	4	4	4	4	4	4
	イ 横浜港の環境変化に合わせた福利厚生事業を行っている	4	4	4	5	4	3	4
	ウ 複数の施設（自社の厚生施設を含む）を一体管理することによる効果的な管理をしている	4	4	4	4	4	4	4
2 施設・設備の維持管理		4	4	4	4	4	4	4
(1)清掃・施設保守管理、設備修繕業務、巡回・警備業務	ア 保守点検を適切に実行し、安全性の確保及び機能の保持が実現されている	4	4	4	4	4	4	4
	イ 発見された施設等の不具合が適切に処理されている	4	4	4	3	4	3	4
	ウ 施設の清掃が行われ、衛生状態が適切な状態に保たれている	4	4	4	5	4	4	4
	エ 施設の警備業務が適切に行われている	4	4	4	4	4	4	4
(2)環境への対応	ア グリーン購入の推進や巡回時のエコドライブ、電気、ガス、水道等のエネルギー使用量削減等、温室効果ガスの排出削減に向けた取組を推進している	3	3	3	4	3	4	3
	イ ごみゼロなど、廃棄物削減に向けた取組を行い、適切な廃棄物処理を行っている	3	3	3	4	3	3	3

評価項目		指定管理者 自己評価	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	委員会 評価
3 運営及びサービスの質の向上		4	4	4	4	4	4	4
(1)利用実績の把握と利用者サービス向上に向けた取組	ア 事業計画書に基づき、利用実績が把握されている	4	4	4	4	4	3	4
	イ 新たな利用者獲得等に向けたサービス向上に繋がる取組を行っている	4	4	4	4	4	4	4
	ウ 施設の開館時間及び休日設定が、利用者ニーズに対応した使いやすい施設になっている	5	4	5	5	5	5	5
(2)使用許可等業務	ア 使用許可業務が適切に行われている	4	3	4	4	4	4	4
	イ 使用許可関係書類など、文書の取扱規程が整備され、適切に保管されている	4	4	4	4	4	3	4
(3)自主事業の適切な実施と独自の工夫等	ア 自主事業として提案した事項が達成されている	4	4	4	4	4	4	4
	イ サービス向上に向けた独自の工夫がなされている	5	4	5	5	5	5	5
(4)ユーザーニーズの把握、要望・問合せ対応	ア 利用者アンケートを実施するなどニーズ把握に努めている	3	3	3	4	4	3	3
	イ 要望・問合せに対応する窓口が明確になっている	4	4	4	4	4	4	4
	ウ 利用者が苦情や意見を述べやすいよう工夫をして、改善につながる機会を増やしている	4	4	4	4	4	4	4
	エ 寄せられた苦情や意見に真摯に対応し、福利厚生事業に生かし、業務を改善している	4	4	4	4	4	4	4
(5)社員間・関係機関との連絡調整	ア 一体的運営を図るため、社員間で情報共有の工夫を行っている	4	4	4	4	4	4	4
	イ 港湾関係機関、団体と連携した福利厚生事業を実施している	4	4	4	3	4	4	4
(6)コンプライアンス・個人情報の保護	ア 市のコンプライアンスの考え方を理解させるための取組をしている	3	3	3	3	3	3	3
	イ 個人情報の取扱に対する研修を実施し、個別に誓約書を取っている	4	4	4	4	4	4	4
(7)市への報告	ア 基本協定書に基づき、事業報告書等を提出している	4	3	4	4	4	4	4
	イ 市の担当者と連絡を密にとり、報告、連絡、相談を徹底する取組を行っている	4	3	4	4	4	4	4
	ウ 苦情・問い合わせ等の内容を迅速に報告している	4	3	4	4	4	4	4

評価項目		指定管理者 自己評価	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	委員会 評価	
4 安全管理		4	4	4	4	4	4	<u>4</u>	
(1)ユーザーの安全 確保	ア 事故予防に対する対応策を組み、安全で利用しやすい環境を確保している	4	4	4	4	4	4	<u>4</u>	
	(2)緊急時の対応	ア 緊急時の連絡体制が確立され正しく運用されている	4	4	4	4	4	4	<u>4</u>
		イ 事故及び災害時対応マニュアルが作成され正しく運用されている	3	3	3	3	3	3	<u>3</u>
		ウ 社員全員を対象とした防火・防災・水難事故等の訓練を定期的に行っている	4	4	4	4	4	4	<u>4</u>
		エ 発生した事故等については、早急に市や関係機関に連絡を行っている	3	3	3	3	3	3	<u>3</u>
5 指定管理料の執行管理		4	3	4	4	4	4	<u>4</u>	
(1)指定管理料の執行管理	ア 経理規程が作成されており、規程に準拠して処理されている	4	4	4	4	4	4	<u>4</u>	
	イ 指定管理業務と他の業務の会計が独立して適切な処理がされている	4	3	4	3	4	4	<u>4</u>	
	ウ 指定管理業務にかかる経費の執行状況が適切に管理されている	4	3	4	3	4	4	<u>4</u>	
	エ 備品等の管理について、台帳等を整え、適切に管理している	3	3	3	3	3	3	<u>3</u>	
	(2)経費節減	ア 経費節減の取組を行っている	4	4	4	4	4	4	<u>4</u>
イ 複数の施設（自社の厚生施設を含む）を一体管理することによるコスト削減を行っている		5	4	4	5	5	4	<u>4</u>	

## 7 総評

当委員会は、今回の評価にあたり、国際戦略港湾である横浜港の再編が進む中、環境の変化に合わせた指定管理施設の管理運営や、適切な港湾施設の維持管理の状況等に着目し、指定管理者からのヒアリング及び実地調査を行いました。

その結果、物流等関連施設の指定管理者である「横浜港埠頭株式会社」並びに港湾厚生関連施設の指定管理者である「一般社団法人横浜港湾福利厚生協会」は、ともに施設の設置目的を十分に理解し、協定書・仕様書等に定める業務水準を上回る長年の経験を生かした安定的な管理運営を実践していることが確認され、そのことを当委員会として高く評価いたします。

引続き、今回の評価結果にとどまらず、港湾を取り巻く環境において利用者の実態や需要の変化を注視しながら、サービスの質の向上に終わりがいいことを意識し、随時業務の振り返りや他港の事例研究に励行し、一層のサービス向上に取り組むことを期待いたします。